

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 19 日 号外第 243 号 17 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 19 日 政令第 229 号
【管轄省庁】	内閣府
【施行期日】	平成 22 年 11 月 19 日
【制定の根拠】	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 5 条第 8 項
【法令のあらまし】	1 ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成23年3月31日までとする。 2 ハイチ国際平和協力隊を置く期間を平成24年1月31日までとする。 <p style="text-align: right;">（第1条・第2条関係）</p>
【改正される法令】	ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成 19 年政令第 106 号） ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成 22 年政令第 10 号）